

改正

平成17年6月20日条例第236号
平成18年3月31日条例第28号
平成18年6月21日条例第37号
平成18年9月29日条例第46号
平成19年3月15日条例第9号
平成20年3月7日条例第4号
平成20年3月31日条例第17号
平成21年3月5日条例第11号
平成22年3月4日条例第2号
平成24年3月5日条例第8号
平成26年3月17日条例第6号
平成26年9月16日条例第27号
平成27年3月2日条例第7号
平成29年2月27日条例第5号
平成30年9月14日条例第18号
令和2年3月2日条例第5号
令和2年6月23日条例第18号
令和3年3月2日条例第8号

香美町福祉医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者（重度障害児を含む。以下同じ。）、乳幼児等、母子、父子及び遺児の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の健康保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「高齢期移行者」とは、香美町の区域内に住所を有する65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。

- (2) 「重度障害者」とは、香美町の区域内に住所を有する次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健及び精神障害者福祉法」という。）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者と判定された者
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- (3) 「乳幼児等」とは、香美町の区域内に住所を有する9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (4) 「乳児」とは、香美町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (5) 「幼児等」とは、香美町の区域内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (6) 「乳児保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。
- (7) 「幼児等保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
- (8) 「母子」とは、香美町の区域内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「母子父子寡婦福祉法」という。）第6条第1項の規定に該当する女子及びその者が扶養している児童のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて別表第1の規定に該当する者をいう。
- (9) 「父子」とは、香美町の区域内に住所を有する母子父子寡婦福祉法第6条第2項の規定に該当する男子及びその者が扶養している児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて、別表第1の規定に該当する者をいう。
- (10) 「遺児」とは、香美町の区域内に住所を有する別表第2の規定に該当する児童のうち、18

歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1の規定に該当する者をいう。

- (11) 「養育者」とは、遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
- (12) 「医療保険各法の給付」とは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (13) 「医療に要する費用の額」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額をいう。
- (14) 「被保険者等負担額」とは、当該医療に要する費用の額から医療保険各法に基づき保険者（医療保険各法の規定により医療の給付を行うものをいう。）が負担すべき額を控除した額をいう。
- (15) 「保険医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保健医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他のものをいう。
- (16) 「所得を有しない者」とは、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。
- (17) 「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び

すべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）の合計額が80万円以下である者をいう。

（助成対象者）

第3条 福祉医療費の助成の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子、父子及び遺児とする。ただし、高齢期移行者、重度障害者、幼児等保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児の養育者（養育者がいない場合は当該遺児）については、次表右欄に掲げる要件を備えている者とする。

高齢期移行者	区分Ⅰ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。</p> <p>2 「所得を有しない者」であること。</p>
	区分Ⅱ	<p>高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。</p> <p>1 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号</p>

	<p>に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円以下であること。</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第2号から第5号の認定を受けていること。</p> <p>4 「所得を有しない者」以外であること。</p>
重度障害者	<p>重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。ただし、所得割の額を算定する場合には、その者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p>
幼児等保護者	<p>幼児等保護者又は、幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）の合計額が23万5千円未満であること。ただし、所得割の額を算定する場合には、その者が地方税法</p>

	第318条に規定する賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
母子家庭 の母、父子 家庭の父 及び遺児 の養育者	母子家庭の母若しくは父子家庭の父（母子家庭の母又は父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童又は父子家庭の父及びその児童の生計を維持する者）又は養育者（養育者がいない場合は、当該遺児）の前年の所得が、 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下</u> であること（低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であるとき）。

（福祉医療費の支給）

第4条 町長は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子、父子及び遺児の疾病又は負傷について、当該高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児の養育者に対し、それぞれ次の各号に掲げる額の福祉医療費を支給する。

- （1） 高齢期移行者の福祉医療費は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。ただし、区分Ⅰは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。区分Ⅱは、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が、12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により算出した額の支給を行う。
- （2） 重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円（低所得者である場合には、400円）とする。ただ

し、同一の月に同一の保険医療機関等においては、2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 乳幼児等の福祉医療費は、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額とする。

(4) 母子、父子及び遺児の福祉医療費は、母子、父子及び遺児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）とする。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3か月を超えて入院した場合にあっては、当該3か月を超える期間に係るものを除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(5) 前各号に定める一部負担金（以下「福祉医療の一部負担金」という。）について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、福祉医療の一部負担金を免除することができるものとする。

(6) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号から第4号までの適用についてはそれぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

2 前項の福祉医療費は、法の規定による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については支給しない。

3 第1項の福祉医療費の額は、現に医療機関等に支払った額を超えることができない。

（申請）

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第6条 高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子、父子及び遺児が香美町福祉医療費助成条例施行規則（平成17年香美町規則第47号）で定める手続に従い、保険医療機関等で医療を受けた場合には、町長は、福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（保護者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し、当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第7条 町長は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、母子、父子及び遺児が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の全部若しくは一部の額に相当する額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の香住町福祉医療費の助成に関する条例（昭和58年香住町条例第3号）、村岡町福祉医療費助成条例（昭和48年村岡町条例第28号）、村岡町母子家庭等医療費の助成に関する条例（平成4年村岡町条例第15号）、美方町母子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年美方町条例第16号）又は美方町福祉医療費助成条例（昭和48年美方町条例第24号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に合併前の村岡町において村岡町福祉医療費助成条例による支給の対象であった

者については、平成17年6月30日まで同条例の規定に基づき医療費を支給する。

- 4 施行日の前日に合併前の村岡町及び美方町において村岡町母子家庭等医療費の助成に関する条例又は美方町母子家庭等の医療費の助成に関する条例による支給の対象であった者については、平成17年6月30日までこれらの条例の規定に基づき医療費を支給する。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 5 第3条の表中「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」については、当分の間、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

附 則(平成17年6月20日条例第236号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例は、平成17年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に関する「用語の定義」及び同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月31日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の給付について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成18年6月21日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第12号の改正規定は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第5号の規定は、平成17年7月1日以後の医療等に係る福祉医療費の給付について適用し、同日前の医療等に係る

福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

3 新条例第2条第12号の規定は、平成18年7月1日以後の医療等に係る福祉医療費の給付について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

4 第4条第1号の規定の適用については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、同号の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 老人については、老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課せられているとき及び老人が地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項又は第4項の適用を受けていないとき又は老人が属する世帯の他の世帯員であって65歳の誕生日の属する月の前月を経過した者について、所得の額が法第28条第1項第2号に規定する額以上であるとき。

附 則（平成18年9月29日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町福祉医療費助成条例は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の給付について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月15日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月7日条例第4号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医

療費の給付について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月 5 日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（平成21年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日までの間の助成対象者の特例）

- 3 平成21年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日までの間における助成対象者は、第 4 条第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、町長が、特別の理由があると認める場合については、この限りでない。

ア 老人については、市町村民税世帯非課税者であり、かつ第 4 条第 1 号に該当しないとき。

イ 重度障害者については、改正前の香美町福祉医療費助成条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 2 号に該当せず、かつ第 4 条第 2 号に該当しないとき。

ウ 幼児等については、旧条例第 4 条第 3 号に該当せず、かつ第 4 条第 3 号に該当しないとき。

- 4 前項の場合において、第 3 条第 1 項第 1 号中「100分の20（所得を有しない者である場合には、100分の10）」とあるのは、「100分の20」と、「24,600円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときは、15,000円）」とあるのは、「24,600円」と、同項第 2 号ア中「600円（低所得者である場合には、400円）」とあるのは、「900円」と、同号イ中「2,400円（低所得者である場合には、1,600円）」とあるのは、「3,600円」と、同項第 3 号ア中「800円（低所得者である場合には、600円）」とあるのは、「1,200円」と、同号イ中「3,200円（低所得者である場合には、2,400円）」とあるのは、「4,800円」と読み替えるものとする。

附 則（平成22年 3 月 4 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給に関する助成対象者について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の支給に関す

る助成対象者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月 5 日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月17日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の医療等に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

（平成26年 7 月 1 日から平成31年 6 月30日までの間の福祉医療費の支給の特例）

- 3 平成26年 7 月 1 日から平成31年 6 月30日までの間、平成26年 6 月30日現在において改正前の香美町福祉医療費助成条例第 4 条第 1 号に該当する要件を備えている老人に係る福祉医療費の支給については、改正後の条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、町長が特別の理由があると認める場合については、この限りでない。

附 則（平成26年 9 月16日条例第27号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月 2 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 2 月27日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者の者は除く）であって、施行日から5年を経過する日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者に対して、第4条第1項第1号の助成する医療費の範囲を第1号に規定する額とし、当該高齢期移行者に対し福祉医療費として支給する。ただし、第3条第1項第1号の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

(1) 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 前号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月14日条例第18号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第3条の表重度障害者の項及び幼児等保護者の項にただし書を加える改正規定は、平成30年7月1日から適用する。

2 第2条の規定による改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、平成30年9月1日から適用

し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月2日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、平成31年4月1日から適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。
- 2 第2条の規定による改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、令和2年年1月1日から適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月23日条例第18号）

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月2日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の香美町福祉医療費助成条例の規定は、令和3年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前の医療等に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- 1 高等学校及び特別支援学校に在学中の者
- 2 高等専門学校に在学し第3学年の課程を終了するまでの者
- 3 専修学校高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
- 4 外国人学校に在学中の者

別表第2（第2条関係）

- 1 両親と死別した児童
- 2 両親の生死が明らかでない児童
- 3 両親から遺棄されている児童
- 4 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- 5 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童